

NO.	項目	質問	回答
1	用紙	A～F票を、誰に渡すかわからない	行程管理票の右上に記載があるので、その通りに渡してください A⇒廃棄者 E⇒全員 F⇒回収業者 B, C, D⇒ 用紙の右上を確認する
2	用紙	修理の場合も行程管理票がいるのか	いりません。回収証明書、充填証明書が必要です
3	用紙	室外機の取り換えには、行程管理票がいるのか	室外機全も含め全部なら、必要です。中の部品の取り換えの場合は、 いらない当該製品の中に入っているユニット(フロン系統)を丸ごと取り 替えとなる場合は、例外的に行程管理票を作成する(廃棄とみなす)
4	用紙	F票の下に 処理証明書 とあるが、破壊証明書替わりなのか	今は、使えません。〈旧版の行程管理票です〉 この部分は破壊(再生)証明書となっていました。 現在は、別用紙で破壊(再生)証明書を 破壊(再生)業者が発行する こととなっています。
5	用紙	廃棄者より質問で 行程管理表は、持っていないのだが、誰が買うの でしょうか	回収業者が決まっているのなら、その業者に聞いてください。ご自分で 用意するよう言われたら、買ってください。
6	用紙	行程管理票は、どこで買えますか	JRECOのホームページからも注文できます。 他は、『行程管理票入手先』を ご覧ください。 JRECOホームページ →フロン回収行程管理票→ 行程管理票の種 類と入手先 →入手先リストはこちら よりお問い合わせください。
7	用紙	空調機器を移設するのですが、行程管理票は、いるのですか	いりません。(機器の廃棄ではないのでいりません)回収証明書や、充 填証明書などは 必要です。